

「米國の對外國係——一九三一年（昭和十六年）——一九四一年（昭和十六年）」

第二卷一九三頁——一九四頁抜萃

七一、九四二——三九三 電報

國務長官より「ワシントン」駐日大使宛

ワシントン、一九三九年（昭和十四年）

十二月二十日午後七時

四〇五、費下六八六、十二月十八日午後六時、六八七、十二月十八日午後十時
六九一、十二月十九日午後七時、六九二、十二月二十日午前十一時

及び關係電報

國務省は右電報を慎重に研究した。日本外務大臣の首唱に對して、之以上の論議を無用とするやうな定言的な否定を以て答へ、日本政府の努力を挫くが如きは得策でないとする費下の意見に國務省も全く同感である。同時に我々は今直に交渉開始に應ずると約束するわけには行かない。日本が或る保障を實行する迄條約の批准を保留する者へで新しい條約の交渉を行ふことは、條約のない状態よりも更に多くの誤解、不利益を生ずる可能性を生み出す程があるやうに思はれてならない。條約の満了が日米關係に及ぼす影響に關する無數の質問に接

してあるが、之等の質問に對して我々は、通商條約のない事それ自体は通商關係の杜絶を惹起するものでなく、かゝる状態に於ける通商關係は各國に於て勿論國際法上の適當なる諸原則に従ふ各國内法規及び慣習によつて左右されるのであり、國務省の見解によれば一九一一年(明治四十五年)の對日條約の満了それ自体は日本商品の米國輸入に適用せらるゝ一般關稅又は取扱の上自動的に何等の變化をもたらすものではなく、又同様に、該條約の満了が自ら日本に於て米國からの輸入品に適用せらるべき一般關稅又は取扱の上著しい變化をもたらすことを期待すべき理由はないやうに思はれると答へてあるのである。

日本外務大臣の假條約締結の提案については、之に對する我々の態度を今暫く未定のまゝに殘しておきたい。我々は此の件を考慮しよう。しかし貴下に承知してゐてもらいたいのは、今假に我々の考へてある所を云へば研究してみれば現在の状況の下では或は我々の意とするものさなるかも知れぬ。いかなる假條約にせよ、非常に限られた範圍のものでなくてはならず主として貿易ではなく居留民の應的權利に關係し、若し事態の發展により米國の利益をよりよく守る爲にその措置が必要と考へられるならば、我が政府をして貿易

に對し自由に制限を課することを許すが如き性質のものでなければならぬであらう、さういふ事である。國務省は上記に引き續き明日、既に提案せられた聲明書の本文を管下の許に送ることが出来ようと思ふが、管下は之を利用して口頭を以て外務大臣に傳へてもらひたい。

ハ
ル